

大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付要綱

施行日 平成27年3月31日
改正 平成28年3月31日
改正 平成29年3月31日
最終改正 令和元年11月14日

大和市長 大 木 哲

大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、耐震性の高い市街地を形成し、災害に強い街づくりを推進するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき定めた大和市耐震改修促進計画及び住宅・建築物安全ストック形成事業制度要綱（平成21年4月1日付け国住指第4984-2号国土交通省住宅局長通知）に基づき、耐震診断義務対象建築物の所有者が実施する耐震診断及び耐震設計（以下「耐震診断等」という。）に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断義務対象建築物 要安全確認計画記載建築物であって法第7条第3号に掲げるもの（国、地方公共団体、独立行政法人等が所有するもの及び所有する部分を除く。）をいう。
- (2) 耐震診断者 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項各号に掲げる者であって、大和市耐震化促進協議会の会員として事業者登録をしているもの（ただし、市長が特段の理由があると認めた場合を除く）をいう。
- (3) 耐震診断 法第2条第1項に規定する耐震診断で、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）に基づき耐震診断者が行うものをいう。
- (4) 耐震設計 耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられない場合に、基本方針に基づき耐震診断者が行う耐震改修の計画及び設計をいう。
- (5) 耐震判定委員会等 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されて

いる耐震診断等の結果等に関する評価、判定等を行う委員会等をいう。

(実施の範囲)

第3条 市長は、当該年度の予算の範囲内で補助を行うものとし、必要に応じて年度ごとに補助の予定件数、受付時期等を定めることができる。

(補助対象建築物)

第4条 この要綱による補助の対象となる耐震診断義務対象建築物は、次に掲げる要件のいずれをも満たすものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による建築確認を得て建築工事に着手した建築物であること。
- (2) 耐震診断等に関し、この要綱以外に定める補助金の交付決定を受けていない建築物であること。
- (3) 事前相談により、耐震診断等を行うことが可能と認められるものであること。
- (4) 補助対象建築物の所有者等において市税等の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、大和市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱（平成20年大和市告示第88号）による補助の対象となる住宅については、この要綱の補助の対象としない。

(補助対象者)

第5条 この要綱に基づく補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 耐震診断等を行う耐震診断義務対象建築物の所有者
- (2) 前号に掲げる者のほか市長がこれと同等と認める者

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、耐震診断等に要した費用（耐震診断等に関する標準外の業務として、市長が認めた追加的費用を含む。）に6分の5を乗じて得た額とする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1)耐震診断に要した費用 次に掲げる額の合計額

ア 別表第1に掲げる建築物の部分ごとに算定した額の合計額

イ 耐震診断に関する標準外の業務として、市長が認めた追加的費用の額（1,570,000円を限度とする。）

(2)耐震設計に要した費用 次に掲げる額の合計額

ア 別表第2（1）の表に掲げる建築物の部分ごとに算定した額の合計額

イ 別表第2（2）の表に掲げる区分に応じた上限額

ウ 耐震設計に関する標準外の業務として、市長が認めた追加的費用の額（785,000円を限度とする。）

2 前項で算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（事前相談）

第7条 補助対象者は、補助金の交付申請をしようとするときは、あらかじめ耐震診断義務対象建築物事前相談書により市長と協議するものとする。

2 市長は、前項に規定する事前相談書の内容について、必要に応じて耐震診断者と協議することができる。

（補助金の交付申請及び通知）

第8条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、耐震診断義務対象建築物補助金交付申請書（耐震診断）又は耐震診断義務対象建築物補助金交付申請書（耐震設計）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、第4条第1項各号に定める要件を満たしているかを審査し、補助金を交付することを決定したときは、耐震診断義務対象建築物補助金交付決定通知書を補助対象者に通知するものとする。

3 市長は、前項の審査の結果、合理的な理由により補助金を交付しないことを決定したときは、耐震診断義務対象建築物補助金不交付決定通知書にその理由を付して補助対象者に通知するものとする。

（耐震診断等の着手）

第9条 前条第2項の規定による通知を受けた補助対象者は、速やかに耐震診断等に着手するものとする。

（補助金等の変更申請、通知等）

第10条 第8条第2項の規定による通知を受けた補助対象者は、当該通知を受けた補助金の額に変更が生じるときは、耐震診断義務対象建築物補助金交付変更申請書に必要な書類を添えて、あらかじめ市長に補助金の額の変更を申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、変更の内容が適正であるかを審査し、承認することを決定したときは、耐震診断義務対象建築物補助金交付変更決定通知書を補助対象者に通知するものとする。

3 市長は、前項の審査の結果、変更を認めないことを決定したときは、耐震診断義務対象建築物補助金交付変更不交付決定通知書にその理由を付して補助対象者に通知するものとする。

4 補助対象者は、補助金の額以外の事項を変更しようとするときは、耐震診断義務対象建築物事

業変更届に必要な書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(耐震診断等の取りやめ)

第11条 補助対象者は、第8条第2項の規定による通知を受けた後に当該補助の対象となっている耐震診断等を取りやめようとするときは、速やかに耐震診断義務対象建築物事業取止め届出書を市長に提出しなければならない。

(完了時まで満たすべき要件)

第12条 補助対象者は、耐震診断等の完了時まで、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たさなければならない。

(1) 耐震診断 耐震診断の結果について耐震判定委員会等により適正と評価を受けていること。

(2) 耐震設計 耐震設計について法第17条第3項の規定による計画の認定を受けること。

(完了報告等)

第13条 補助対象者は、耐震診断等を完了したときは、速やかに耐震診断義務対象建築物事業完了報告書に必要な書類を添えて、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があったとき、その内容を確認しなければならない。

(交付金の額の通知)

第14条 市長は、前条第2項の規定により、耐震診断等が適正に行われていることが確認され、かつ、耐震診断等が完了していると認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、耐震診断義務対象建築物補助金額確定通知書により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第15条 補助対象者は、前条の通知を受けた場合においては、通知の日以後速やかに、請求書により市長に補助金の請求をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(指導及び助言)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象者に耐震改修等を適切に行うよう指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による指導の結果の報告を求めることができる。

(交付決定の取消し)

第17条 市長は、耐震診断等の補助に関して、この要綱に適合していないと認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定の取消しを受けた補助対象者に対し、期限

を定めて、補助金の返還をさせることができる。

(様式)

第19条 この要綱で使用する書式は別表第3のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、公表の日から施行し、令和元年10月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

2 改正後の第6条及び別表第1の規定は、適用日以後に交付の申請がされた補助金について適用し、適用日前に交付の申請がされた補助金については、なお従前の例による。

(大和市マンション耐震診断費補助金交付要綱の一部改正)

2 大和市マンション耐震診断費補助金交付要綱（平成24年大和市告示第92号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付要綱（平成27年大和市告示第71号）による補助の対象となるマンションについては、この要綱の補助金の交付の対象としない。

第17条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付要綱による補助金の交付の対象となるマンションについては、この要綱の補助金の交付の対象としない。

別表第1（第6条関係）

耐震診断に要した費用の上限額

建築物の部分	1㎡当たりの上限額
面積1,000㎡以内の部分	3,670円
面積1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分	1,570円
面積2,000㎡を超える部分	1,050円

別表第2（第6条関係）

耐震設計に要した費用の上限額

(1) 1㎡当たりに係る上限額

建築物の部分	1㎡当たりの上限額
延べ面積500㎡以内の部分	2,800円
延べ面積500㎡を超え750㎡以内の部分	2,360円
延べ面積750㎡を超え1,000㎡以内の部分	2,140円
延べ面積1,000㎡を超え1,500㎡以内の部分	1,800円
延べ面積1,500㎡を超え2,000㎡以内の部分	1,580円
延べ面積2,000㎡を超え3,000㎡以内の部分	1,330円
延べ面積3,000㎡を超え5,000㎡以内の部分	1,100円
延べ面積5,000㎡を超える部分	930円

(2) 建築物の総床面積に係る上限額

区 分	上 限 額
総床面積が500㎡を超え750㎡以内の建築物	1,400,000円
総床面積が750㎡を超え1,000㎡以内の建築物	1,770,000円
総床面積が1,000㎡を超え1,500㎡以内の建築物	2,140,000円
総床面積が1,500㎡を超え2,000㎡以内の建築物	2,700,000円
総床面積が2,000㎡を超え3,000㎡以内の建築物	3,170,000円
総床面積が3,000㎡を超え5,000㎡以内の建築物	4,010,000円
総床面積が5,000㎡を超える建築物	5,510,000円

別表第3（第19条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市耐震診断義務対象建築物事前相談書	第7条
第2号様式	大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付申請書（耐震診断）	第8条
第3号様式	大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付申請書（耐震設計）	第8条
第4号様式	大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付決定通知書	第8条
第5号様式	大和市耐震診断義務対象建築物補助金不交付決定通知書	第8条
第6号様式	大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付変更申請書	第10条
第7号様式	大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付変更決定通知書	第10条
第8号様式	大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付変更不交付決定通知書	第10条
第9号様式	大和市耐震診断義務対象建築物事業変更届	第10条
第10号様式	大和市耐震診断義務対象建築物事業取りやめ届出書	第11条
第11号様式	大和市耐震診断義務対象建築物事業完了報告書	第13条
第12号様式	大和市耐震診断義務対象建築物補助金額確定通知書	第14条